

事務連絡
令和5年8月31日

各都道府県こども政策主管部(局)
各都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当部(局)
各都道府県・指定都市・中核市・
児童相談所設置市認可外保育施設担当課(室)
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部(局) 御中
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援主管部(局)
各都道府県・市区町村放課後児童健全育成事業主管部(局)
各都道府県・指定都市教育委員会
附属学校を置く各国立大学法人担当課
各都道府県私立学校主管部(局)

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

水難事故防止のための普及啓発について

平素より事故の防止について、御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止については、6月7日付け、事務連絡「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について」(別添)において事故防止のための必要な対策について、施設等に対する周知や指導をお願いしているところですが、今夏、河川等の水難事故によりこどもが亡くなるという大変痛ましい事案が複数発生しました。

こうしたことが二度と生じないよう、各地方公共団体等におかれましては、下記に御留意のうえ、河川等での活動を含めた水難事故防止のために必要な対策について、改めて各学校や教育・保育施設等(※)(以下「各学校等」という。)に周知していただくとともに、各学校等において必要な取組が確実に実施されるよう、適切に指導いただくようお願いいたします。

※教育・保育施設等とは以下の施設・事業をいう。

認定こども園(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)、幼稚園、認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業(認可)、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、認可外保育施設(企業主導型保育施設、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設)、認可外の居宅訪問型保育事業

記

水難事故防止について、参考となる資料を以下のとおり示しているため、各学校等の活動状況に応じた資料を活用して、事故防止に努めること。

【参考資料】

- ・ 「守ろう！いのち 学び合おう！水辺の安全」公益財団法人 日本ライフセービング協会
<https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/>
- ・ 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」～施設・事業者向け～ 平成 27 年度教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関する調査研究事業検討委員会（2 ページ目 イ プール活動・水遊び）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/03f45df9-97e1-4016-b0c3-8496712699a3/39b6fd36/20230607_policies_child-safety_effort_guideline_02.pdf
- ・ 「河川水難事故防止 ポータルサイト」国土交通省
<https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/play/anzenriyou.html>
- ・ 「Water Safety Guide」～遊泳のアクティビティについて～海上保安庁
<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/swimming/index.html>
- ・ 「水泳等の事故防止について（通知）」
スポーツ庁（令和 5 年 4 月 27 日付 5 ス庁第 215 号）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00032.html
- ・ 「プール活動・水遊び監視のポイント」消費者安全調査委員会
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/pdf/teaching_material_200527_0001.pdf
- ・ 「プール活動・水遊びに関するチェックリスト」消費者安全調査委員会～園長用～
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_003/pdf/report_003_190617_0001.pdf
～監視を担当する職員・スタッフ用～
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_003/pdf/report_003_190617_0002.pdf

【問合せ先】

- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインに関すること
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
TEL：03-6858-0183
- 保育所及び認定こども園に関すること
こども家庭庁成育局成育基盤企画課企画法令第二係
TEL：03-6861-0054
- 認可外保育施設に関すること
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
指導係
TEL：03-6858-0133
- 指定障害児通所支援事業に関すること
こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係
TEL：03-6861-0063

● **学校に関すること**

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会
学習・安全課

安全教育推進室学校安全係・防災教育係

TEL：03-6734-2966

● **放課後児童クラブに関すること**

こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係

TEL：03-6861-0303

● **その他に関すること**

こども家庭庁成育局安全対策課事故防止係

TEL：03-6858-0193